

# 自治体法務検定(基本法務・政策法務)

受検者には  
公式テキスト代と  
検定料の一部を  
助成します。

## ★こんな方におすすめ！

- ・法令等の基礎知識を身につけたい若手職員の方
- ・自学自習で法務能力のスキルアップを目指したい方
- ・自身の知識レベルを認識し、自己啓発に繋げたい方 など



## ★自治体法務検定とは

自治体法務検定は、それぞれの地域にふさわしい独自の施策や行政サービスを素早く提供できる十分な法務能力を備えた人材の育成を目的としています。

受検者は、「自治体法務検定公式テキスト」に沿って立法法務の基礎、地方自治の制度、争訟法務の基礎などを体系的に習得し、試験により、その成果を明らかにすることができます。

### 基本法務

実務に即した  
必要最低限の法律の  
基礎知識

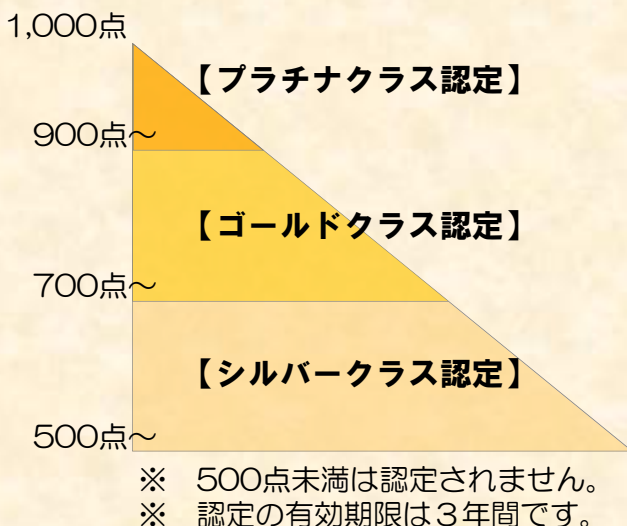
基本法務検定は、自治体行政実務との関連を踏まえ、法というものの基本を身につけるもので、憲法、行政法、地方自治法、民法、刑法の分野を対象にしています。  
本検定は、基本法務の基礎的知識の習得だけでなく、それを自治体の実務にいかにか活かすかという、いわば「考える自治体職員」としての力を問います。

### 政策法務

既存法令や制度等の  
解釈・運用に関する  
基礎知識

政策法務検定は、「わがまち」の自治を創造するための法務知識を身につけるもので、行政法、地方自治法、行政学の分野を対象にしています。  
ひと通り備わった法務知識を基礎として、その法務知識を事案解決や新たな政策立案とその実現にいかにか活かすか、法務の基礎力から応用力までを問います。

## ★各検定の認定基準



## ★検定情報（各検定共通）

- 検定日及び会場  
**平成30年11月13日（火）**  
徳島県自治研修センター  
(徳島市南庄町5丁目77-1)
- 検定方式  
マークシート形式(全70問・1,000点満点)  
検定時間 120分
- 検定問題・結果通知
  - ・一般受検と別の団体受検用の問題を使用  
(問題用紙は、当日持ち帰り可能)
  - ・検定日30日後を目処に成績表を送付
  - ・500点以上の受検者には認定証を送付

## ★お申し込み・お問い合わせ

【お申し込み】 JoruriGwの「照会・回答システム」にてお申し込みください。  
後日、受検決定通知をお送りします。

【締め切り】 **平成30年6月29日（金）**

【お問い合わせ】 徳島県自治研修センター（088）631-8813

# 平成30年度自治体法務検定（基本法務・政策法務）実施の流れ



◎スケジュールについては、今後変更する場合があります。

※1 受検については、公務扱いとなります。

※2 納付金額は一検定あたり4,212円（公式テキスト代金の半額＋受験料の半額）です。  
併願受検の場合は7,884円（公式テキスト2冊分の半額＋併願受験料の半額）です。

# 平成30年度「自治体法務検定（基本法務・政策法務）」実施要領

## 1 目的

新しい次元の行政手法に挑戦し、「徳島ならではの」政策を実行していくため、基礎となる法務能力とともに、高度な政策遂行能力を有する人材を育成することを目的に、職員研修の一環として、能力向上の客観的な目安となる実務型検定を実施する。

## 2 検定日時

### (1) 基本法務

平成30年11月13日（火） 午前9時30分から正午まで

### (2) 政策法務

平成30年11月13日（火） 午後1時から午後3時30分まで

## 3 検定会場

徳島県自治研修センター（徳島市南庄町5丁目77-1） ☎ 088-631-8813

## 4 対象者

自治体法務検定公式テキスト（平成30年度版）を購入し、平成30年11月13日に実施予定の自治体法務検定（団体受検）を受検する者（以下「受検予定者」という。）

## 5 受検予定者の決定

- (1) 受検予定者は、各所属を通じて申込みのあった者の中から、予算の範囲内において自治研修センター所長（以下「所長」という。）が決定する。
- (2) 所長は、受検予定者の決定を行った時は、各所属長に通知するものとする。

## 6 助成内容

- (1) 受検者に対して、公式テキスト代金（3,024円）及び受検料（5,400円）の合計の2分の1を県が負担するものとする。
- (2) 併願受検する者に対しては、公式テキスト2冊の代金（6,048円）及び併願受検料（9,720円）の合計の2分の1を県が負担するものとする。

※受検予定者の決定後、都合により受検を辞退される場合は、テキスト代金及び受験料を全額自己負担いただきますので、ご注意ください。

## 7 検定の申込み

公式テキストの購入及び受検の申込みについては、自治研修センターが一括して行い、受検予定者は、個人負担分（代金の2分の1）を第一法規株式会社からの請求により支払う。

## 8 その他

- (1) 受検については、公務扱いとする。
- (2) 受検スケジュールについては、別添「実施の流れ」を参照すること。
- (3) 受検方法等については、受検予定者に別途連絡する。
- (4) この要領に定めるもののほか、必要な事項については、所長が別に定める。